

仙台市の男女共同参画推進のための 計画のあり方について(中間報告)(案)

平成 22 年 11 月

仙台市男女共同参画推進審議会

目 次

はじめに ～中間報告の公表にあたって～	2
第1章 仙台市におけるこれまでの取組と評価	4
第2章 男女共同参画をめぐる動向	19
第3章 新計画の基本的な考え方	21
1 計画の目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画の基本理念	
4 計画の期間	
5 計画の基本目標と重点課題	
第4章 基本目標及び施策の方向	23
基本目標1 政策形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進	
基本目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	
基本目標3 子育て・介護等と仕事との両立の支援	
基本目標4 労働の分野における男女共同参画の推進	
基本目標5 女性に対する暴力の根絶と被害者支援	
基本目標6 地域における男女共同参画の推進	
第5章 今後5年間で優先的・重点的に取り組むべき課題	27
第6章 計画の推進体制及び評価	29
第7章 用語解説（本文中に※印のある用語）	
第8章 参考資料	

※巻末に、中間報告へのご意見の提出方法、提出先等に関するご案内があります。
是非、皆様からのご意見をお寄せください

はじめに ～中間報告の公表にあたって～

仙台市では、平成 3 年の「仙台市女性行動計画」以来、男女共同参画推進の取組を進めてきました。平成 15 年には、国の「男女共同参画社会基本法」を受けて「男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 16 年度から平成 20 年度までを計画期間とする「男女共同参画せんだいプラン 2004」を策定してきました。その後、仙台市基本計画の策定や国の「男女共同参画基本計画」の見直しの動向にも留意しながら、平成 21 年には「男女共同参画せんだいプラン〔2009－2010〕」を策定し、施策を推進してきました。

同計画が平成 22 年度で終了になることから、平成 22 年 5 月 10 日、第 1 回審議会において市長より、「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について」諮問を受け、これまで 6 か月間にわたって審議を重ねてきました。

審議にあたって重視したことの一つは、男女共同参画推進の現状や課題についてできるだけ広く市民の意見を聴取しながら進めるということです。このため、2 回の団体ヒアリング（6 団体より聴取）を行うとともに、公開ヒアリング（10 団体・個人より聴取）を実施してきました。これは初めての試みです。

これらと並行して、審議会の委員による、それぞれの専門領域についての報告を受けながら仙台市の男女共同参画の推進をめぐる現状と課題について理解を深める努力をしてきました。新しい計画の基本的な内容は以下のようになります。

1. 新しいプランの計画年度を平成 23 年度～27 年度までの 5 年間の計画とすること。
2. 新しい「基本目標Ⅳ」の部分を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が求める基本計画として位置づけること。

審議では、ヒアリング等の情報も参考にしながら「プラン」の各分野の進捗状況を検証し、新しい計画を、より実効性のあるものにすべく、どのような枠組みを作るのかということをめぐる活発に議論が進められました。大きな変更点であり、審議会でも議論となったのは、以下の諸点です。

1. 現計画には「基本目標」が設定されておらず、中長期の仙台市の男女共同参画計画の目指すべき姿が見えにくい。したがって、6 つの「基本目標」を設けること。
2. 現計画では、施策のすべてが「重点課題」となっており、意図している「重点性」が表現されない。したがって、これらを「基本目標」とし、これとは別に、ヒアリングによる意見聴取や進捗状況の評価に基づき、今後 5 年間に重点的に進めるべき施策を「重点課題」として設けること。
3. この新しい「重点課題」については、できるだけ数値目標化を図るとともに、審議会等で外部評価を実施しながら 5 年間で着実な推進を図っていくこと。

特に第2番目の点については、審議会でも、これらを「重点課題」とする理由、それらを「特出し」することにより、結果として、他の課題への取り組みが弱くなるのではないかという意見が出されました。審議会としては、そのような停滞がないように、「重点課題」だけでなく、「基本目標」についても、その進捗状況について常に確認をしながら進めることを確認しました。

これらの経過を経て審議の概要を中間報告としてまとめましたので、ここで広く市民の皆様のご意見をいただき、より内容を深めて、最終的な答申に反映させてまいりたいと思います。この「中間報告」を広く市民の方々に知らせていただくとともに、多くのご意見をくださることを期待しています。

第1章 仙台市におけるこれまでの取組と評価

1 これまでの取組と評価

仙台市では、平成21年度から平成22年度までを計画期間とする「男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。この計画は「男女共同参画せんだいプラン2004」を受け継ぐ計画として策定されたものであり、6つの重点課題を定め、課題等への適切な対応を図り、男女共同参画を一層推進していくものです。審議会では、現在に至るまでの取組を振り返って評価するとともに、ヒアリングを実施して男女共同参画に関する市民意見の集約を行いました。

重点課題Ⅰ「政策の形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進」

(これまでの取組)

- 仙台市の審議会等の女性委員の登用については、具体的な目標登用率を設定して登用率の向上に努めるとともに、女性委員のいない審議会の解消に努めました。平成21年度末の時点で、125審議会があるうち58審議会が登用率35%以上となり目標を達成したものの、全体として35%以上という現計画の目標の達成には至っていません。また、女性委員のいない審議会の数は、平成21年度末において9となっています。
- 女性委員登用率の向上を図るため、女性人材のリストの整備を図り、各部局が共用できるようになっています。登載者数は平成21年度末で630人となっており、現計画の目標値である平成22年度末650人という目標は達成できる見込みです。
- 仙台市においては、適材適所を基本に女性の管理職への登用を進めるとともに、各職場内において性別にとらわれない業務分担が心がけられています。平成21年度末の市職員の管理職に占める女性の割合が9.6%になるなど、徐々にではありますが、女性の登用は進んでいます。
- 係長職昇任試験の合格者は、将来の管理職への登用につながることから、仙台市においても受験を勧奨していますが、女性職員の係長職昇任試験受験率は、平成21年度において18.1%と、男性職員の54.7%と比較すると低い状況にあります。
- 地域団体やNPO等における女性の参画に関しては、交流や研修などの様々な事業を通じて、女性リーダーの育成支援に努めましたが、女性の町内会長の割合が8.4%（平成22年4月1日現在）にとどまるなど、地域団体等の意思決定の場への女性の参画は依然として進んでいません。

(課題・問題点)

- 審議会等の女性委員の登用については、①推薦団体に女性委員の推薦を依頼しても、団体内に女性が少なく女性が推薦されにくい、②そもそも女性の人材が少ない分野がある、③委員が充て職の場合、該当する女性候補者が少ない、④公募制導入がなかなか進まない、⑤女性人材リストが十分に活用されていない、などの課題があります。
- 女性委員の登用を増やすためには、社会の様々な分野で女性が能力を発揮できるように、両立支

援や働き方の見直し、進路や職業選択に関する支援など、息の長い取組みが求められています。

- 女性職員の管理職への登用については、ロールモデルの不足による不安や長時間労働を前提としがちな勤務環境などから、指導的立場に立つことを敬遠する傾向があります。女性職員の昇任への意欲を高めるための働きかけを引き続き行うとともに、受験しやすい職場の雰囲気づくりに努める必要があります。また、男女共同参画の推進について職員への意識浸透を図るため、職員研修等の場で周知していくことも必要です。
- 様々な活動の場で課題解決に向けた企画立案や提言ができる女性の人材の養成に向けて、学習情報の提供や地域における学習機会の充実の取組を一層進める必要があります。

■男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕における数値目標

- 【数値目標 1】 審議会等における女性委員の割合を増やします (22 年度末目標値 35%)
- 【数値目標 2】 女性委員のいない審議会等をなくします (22 年度末目標値 0)
- 【数値目標 3】 女性人材リスト登載者数を増やします (22 年度末目標値 650 人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
女性委員登用率	29.2%	31.0%	29.7%	29.5%	28.8%	29.8%
ゼロ委員会数	15	12	9	9	9	9
リスト登載者数	409 人	501 人	584 人	564 人	585 人	630 人

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
女性管理職数	43 人	50 人	55 人	59 人	57 人	56 人
女性管理職割合	7.9%	8.5%	9.0%	9.7%	9.4%	9.6%

■仙台市における単位町内会長に占める女性の割合

	H17	H18	H19	H20	H21
総数	1,373 人	1,378 人	1,378 人	1,383 人	1,383 人
女性数	108 人	123 人	118 人	112 人	127 人
女性会長構成比	7.9%	8.9%	8.6%	8.1%	9.2%

■仙台市におけるPTA会長に占める女性の割合

	H17	H18	H19	H20	H21
総数	190 人	190 人	190 人	190 人	192 人
女性数	38 人	44 人	48 人	49 人	48 人
女性会長構成比	20.0%	23.2%	25.3%	25.8%	25.0%

重点課題Ⅱ 「男女共同参画に関する教育・学習の推進」

(これまでの取組)

- 人権教育の推進については、人権教育に係る副教材、教師用手引きを作成し、活用の工夫を行ってきました。また、教職員の人権教育（校内研修）により、具体的な事例を基に研修を積むことができています。
- 学習機会の提供に関しては、男女共同参画推進センター、市民センター、社会学級、家庭学級などにおいて、毎年多くの講座を開催し、父親も参加しやすいよう工夫が凝らされてきました。社会学級は女性が多く、実質的に女性人材育成の場となっています。
- 地域や企業等との連携により、職場体験等を通じて望ましい勤労観・職業観を育てる「自分づくり教育」の推進により、小・中・高等学校の発達段階に応じた勤労観・職業観を育てる教育活動を系統立てて実施しました。
- 女性のための健康支援については、妊婦一般健診の公費負担の回数拡大や新生児全戸訪問など妊産婦に対する支援の拡充が図られましたが、性感染症などの若年化傾向は依然として続いています。

(課題・問題点)

- 人権教育の推進については、各学校で、人権教育を授業等で取り上げる時間の確保が難しい状況にあります。時代の変化に応じた教材内容の改訂や、教師用の手引きを活用しながら、引き続き学校教育活動全体を通じて人権教育の充実を図っていく必要があります。
- 学習機会の提供については、男女共同参画推進センターと地域が連携した形での学習機会の提供が少なく、また、男女共同参画に関する講座に男性の参加が少ない状況です。必要に応じて男女共同参画推進センターからの情報提供を行いながら、魅力的なテーマ設定により男性の参加の促進にも取り組む必要があります。
- メディアにおける男女共同参画の尊重については、性の商品化や有害サイトが広がる中で、メディアからの情報を、主体的に理解し、読み解く能力の向上を計る取組が不十分でした。メディアからの情報が市民意識に与える影響は少なくなく、引き続き、メディアからの情報を読み解き、活用する能力の向上を図る取組のあり方などを検討していく必要があります。
- 女性のための健康支援については、ライフステージに応じた健康課題に対応する必要がありますが、特に思春期から 20 代までの若者に対する正確な知識の普及や情報の伝達が十分ではありませんでした。地域・学校と連携して効果的な啓発に取り組むとともに、女性が検査等を受診しやすい環境の整備が求められます。

■ 市民センターにおける男女共同参画に関する講座の開催

(男性が受講しやすいテーマや時間帯を考慮したもの)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
事業数	23 事業	49 事業	39 事業	41 事業	52 事業	92 事業
コマ数	61 コマ	148 コマ	144 コマ	146 コマ	191 コマ	456 コマ
参加延人数	1,142 人	2,664 人	1,736 人	3,302 人	2,920 人	11,821 人

※H21 は集計の取り方を変更したため、値が大きくなっています。

■ 楽学プロジェクト (職場体験)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
講座数	—	—	21 講座	32 講座	38 講座	35 講座
参加者数	1,842 人	926 人	644 人	766 人	796 人	1,248 人

※「楽学プロジェクト」とは、「自分づくり教育」の一環として、市内小中学生を対象に、夏休みに様々な職業のプロから話を聞き、将来の職業について考える機会を提供しているものです。なお、H16 は中学生・高校生、H17 は小学生・中学生・高校生の職場体験活動の受け入れコーディネートの人数となっています。

■ (財) せんだい男女共同参画財団による男女共同参画に関する学習情報の提供

(大学のゼミ等の研修・見学等への情報提供)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
回数	12 回	26 回	10 回	12 回	19 回	21 回
参加延人数	690 人	650 人	403 人	390 人	399 人	289 人

■ 妊婦及びその配偶者を対象とした母親 (両親) 教室の実施

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
回数	174 回	182 回	174 回	175 回	167 回	157 回
参加延人数	4,809 人	4,946 人	4,524 人	4,436 人	3,921 人	3,625 人

重点課題Ⅲ 「子育て・介護・地域活動等と仕事との両立の支援」

(これまでの取組)

- 「子育てふれあいプラザ」等における父親の育児参加の働きかけ、市民センターや男女共同参画推進センターにおける育児、介護等と仕事との両立に関する講座の開催、啓発冊子の作成・配布など、男性の家事、育児、介護等への参加に向けた啓発を進めています。また、講座等の開催にあたっては、男性が参加しやすい時間帯に行うよう努めています。
- 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進については、セミナーの開催や企業向け情報誌の配布、中小企業などへの両立支援アドバイザーの派遣等により、具体的な事例紹介や相

談・助言を行いました。セミナーの参加者は、年々増加しています。また、約 500 社の企業に情報誌を送付し、啓発に努めていますが、成功事例等効果の把握までには至っていない状況です。

- 仙台市においては、待機児童解消に向けて、平成 21 年 1 月に策定した「保育サービスの拡充にむけた緊急整備計画」に基づき、保育サービス基盤の計画的な整備を進めてきています。保育所の創設や既存保育施設の増築による定員増、市の独自基準を満たす「せんだい保育室」や「幼稚園保育室」の整備促進、家庭保育福祉員の増などにより保育が必要な児童の受入枠の拡大に努めてきましたが、平成 22 年 4 月の待機児童数は 5 9 4 人であり、待機児童の解消には至っていません。
- 地域子育て支援施設に加え、拠点施設として子育てふれあいプラザを 3 館整備することにより、乳幼児を抱える親の孤立化の予防や父親の育児参加への機会の増加につながっています。また、母子家庭等就業・自立支援センターを開設し、相談をはじめ一貫した就業支援サービスを提供する体制を整備しました。
- 介護保険サービスや高齢者の介護予防に取り組み、高齢者と同居する家族の介護負担の軽減と高齢者の地域における生活を支援しました。

(課題・問題点)

- 厳しい経済情勢や雇用環境の下で、企業においてワーク・ライフ・バランスの意義や効果に関する認識が十分浸透しませんでした。引き続き、企業等に対する啓発等の取組が強く求められています。
- 保育所入所待機児童の解消については、厳しい経済情勢に加え、女性の就業に対する意識の変化などが要因となって保育需要が急速に増加しています。平成 24 年度当初の保育所入所待機児童ゼロを目指した「保育所サービス拡充に向けた緊急整備計画」の着実な推進が求められます。
- 児童館児童クラブに希望しても登録できない児童がいるなど、乳幼児期から小学校低学年まで安心して子供を預けられる環境の整備が求められています。
- ひとり親家庭等に対しては、それぞれの置かれている生活環境に応じたきめ細かな支援が必要です。各区役所に設置されている家庭相談員をはじめとした相談支援体制の充実、就職情報の提供、就業相談などを行う母子家庭等就業・自立支援センターの機能の向上が求められます。
- ひとり親家庭については、これまでは母子家庭を対象とする支援施策が主になっていましたが、今後は父子家庭支援についても検討が求められています。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的役割分担意識については、仙台市が行った意識調査においても、男性において年齢があがるほど賛成の割合が高くなっています。こうした考え方は、時代とともに変わりつつあるもののいまだ根強く残っており、男性の家事や介護参加を抑制する傾向につながっています。引き続き、様々な機会をとらえて効果的な啓発を進めていくことが求められます。

■男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕における数値目標

【数値目標4】男性の1日平均家事時間（注）を増やします（注）：家事・育児・介護等に要する時間を含む
（22年度末目標値 1時間）

男性の1日平均家事時間 平成13年：約30分
平成18年：約39分（平成18年総務省「社会生活基本調査」より）

■保育所待機児童数・定員等

	H16.4月	H17.4月	H18.4月	H19.4月	H20.4月	H21.4月	H22.4月
保育所待機児童数	462人	246人	312人	390人	740人	620人	594人
保育所定員	9,199人	10,444人	10,554人	10,584人	10,764人	10,764人	11,230人
せんだい保育室定員	1,267人	1,570人	1,841人	2,021人	2,106人	2,282人	2,468人

■児童館数等

	H16.4月	H17.4月	H18.4月	H19.4月	H20.4月	H21.4月	H22.4月
児童館数	80ヶ所	84ヶ所	87ヶ所	93ヶ所	98ヶ所	100ヶ所	103ヶ所
保育所地域子育て支援事業実施保育所数	11ヶ所	15ヶ所	16ヶ所	17ヶ所	22ヶ所	22ヶ所	23ヶ所

■児童扶養手当受給者数

	H17	H18	H19	H20	H21
受給者数	6,700人	7,072人	7,379人	7,501人	7,626人

■男性が参加しやすい介護研修

		H16	H17	H18	H19	H20	H21
介護ナイター講座	参加者数	71人	77人	26人	25人	136人	101人
	うち男性	—	—	3人	3人	22人	30人
介護1日入門講座	参加者数	—	59人	60人	178人	196人	557人
	うち男性	—	—	—	34人	38人	137人

※介護ナイター講座は、年度によって実施回数及び日数は異なります。

※介護1日入門講座は、土・日曜日に年2回実施しています。

重点課題Ⅳ 「労働の分野における男女共同参画の推進」

(これまでの取組)

- 就職・再就職の支援については、求職者の様々なニーズに対応した各種講座を開催しています。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、ひとり親家庭等の就業支援として、パソコン講座や就労相談などを実施し、一貫した就業支援サービスが提供されています。
- ワーク・ライフ・バランスの推進については、セミナーの開催や企業向け情報誌の配布、中小企業などへの両立支援アドバイザーの派遣等により、具体的な事例紹介や相談・助言を行いました。セミナーの参加者は年々増加しています。また、約 500 社の企業に情報誌を送付し、啓発に努めていますが、成功事例等効果の把握までには至っていません。(再掲)

(課題・問題点)

- 就職・再就職の支援については、急激な雇用の悪化を受け、新たな雇用機会の創出が急務となっていますが、継続的な雇用に結び付くような取組が十分ではありませんでした。
- 厳しい経済情勢や雇用環境の下で、企業においてワーク・ライフ・バランスの意義や効果に関する認識が十分浸透しませんでした。企業等の事業者に対する啓発等の取組が強く求められています。
(再掲) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組について、企業への働きかけは難しいとはいえ、制度の普及や啓発等行うべき余地はあるものと思います。企業だけでなく、就業者に対してもその普及・啓発に努めていくとともに、仙台市が率先して意識改革を行い推進に努めることを期待します。
- 結婚・出産・育児を機に、約 6 割の女性が退職しているのが現状です。退職することなく育児休業を取得して、子育てに専念できる環境を整備していく必要があります。また、育児休業を取得後、スムーズに職場復帰できることも重要であり、そのための取組が求められています。
- 企業における男女共同参画の取組が進むような優遇措置等の検討が進んでいない状況です。
- 固定的性別役割分担意識が社会に定着しており、厳しい経済環境とあいまって、女性の就業継続の難しさ、非正規雇用の増加、就労条件の悪化につながっていることから、就労につながる支援が困難さを増しています。

■男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕における数値目標

【数値目標 5】育児期にある女性の労働力率(注)を高めます

(注)：労働力率/15歳以上人口に占める労働力人口(就業者及び完全失業者の合計)の割合

(22年度末目標値 35歳～39歳の女性の労働力率の全国値との差 3ポイント以内)

35歳～39歳の女性の労働力率の全国値との差

平成12年：5.6ポイント(仙台市：54.4/全国：60.0)

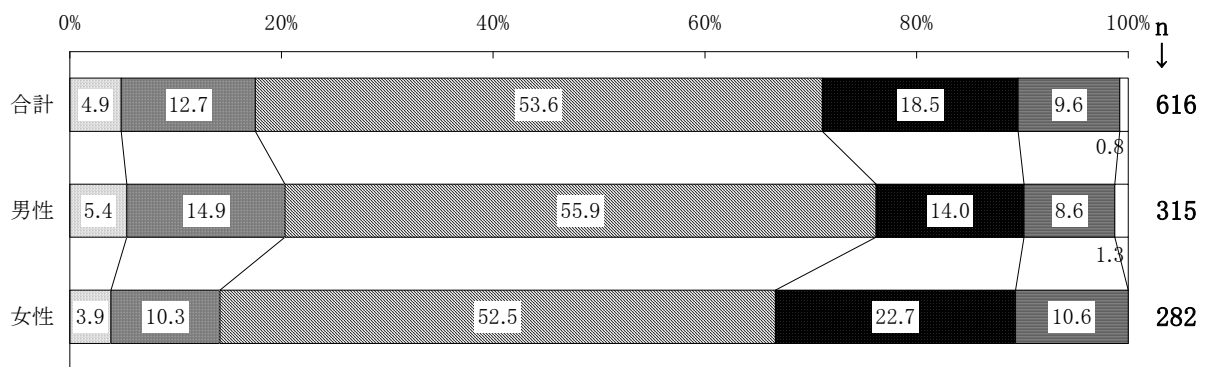
平成17年：5.2ポイント(仙台市：57.1/全国：62.3)(総務省「国勢調査」より)

■家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査から（平成 21 年度 仙台市）

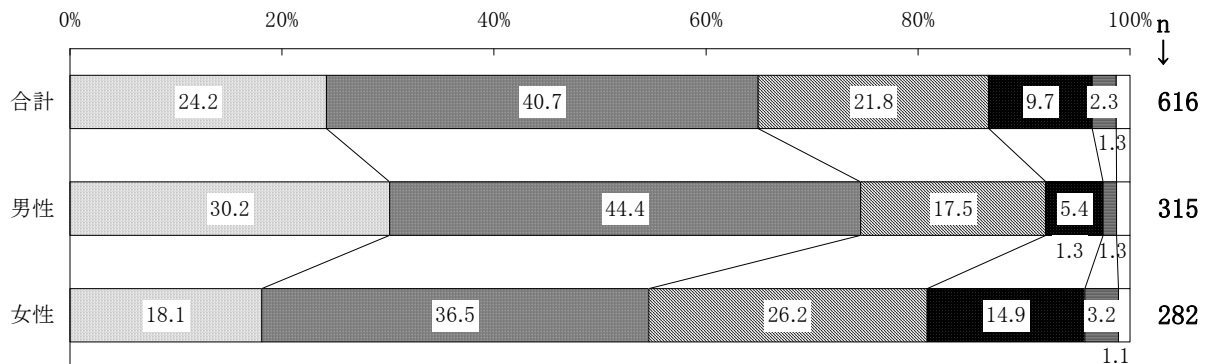
・「仕事に就いている」と回答した方に、「仕事」と「日常生活」（家庭生活，家事や育児等，趣味・娯楽など）の優先度合いについて，普段どのように考えているか『理想』と『現実』について伺った。



①理想（“こうしたい”と思っている）

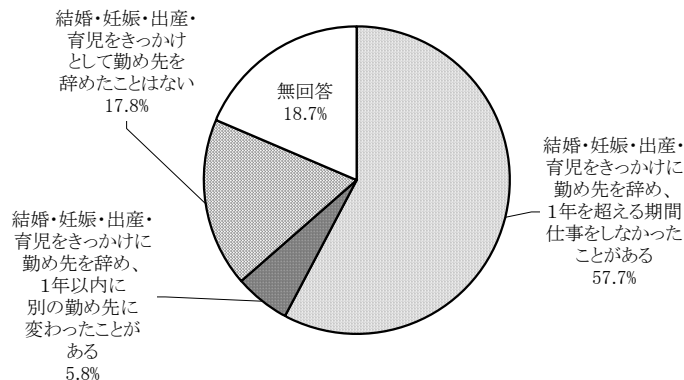


②現実（実際には“こうしている”）



〈双方とも n=616〉

・既婚女性に対し，結婚・妊娠・出産・育児をきっかけとする退職経験の有無について伺った（休職・出向は除く）。 ※勤め先が変わった経験の中には，起業・独立したり，自営の方が事業を変更したようなケースも含まれます



〈n=428〉

重点課題Ⅴ 「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」

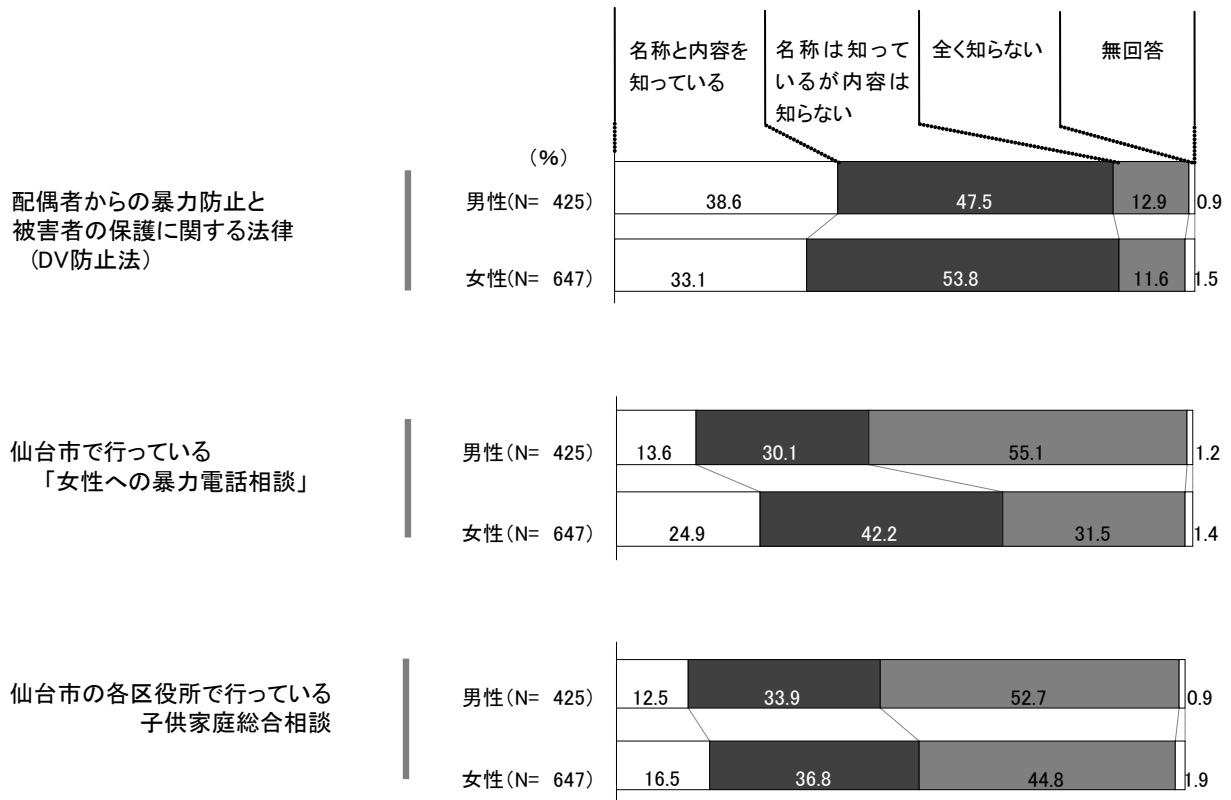
(これまでの取組の評価)

- DVの防止に向けて、区役所における相談窓口の充実を図るとともに、一時保護までの安全を確保する緊急宿泊事業を整備し、緊急時の対応を強化しましたが、被害の把握から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制の構築に至っていません。
- DV防止キャンペーンなどの啓発の推進により、相談窓口の認知度は上がりましたが、相談件数が増加するとともにその内容が緊急・複雑化しています。また、若年層におけるデートDV被害の顕在化など、DVをはじめとする女性に対する暴力について、若い世代への正しい知識と予防に対する情報提供が課題となっています。
- セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、企業向けの研修や講師派遣を実施してきましたが、企業からの依頼は横ばいの状態です。

(課題・問題点)

- 被害者の自立支援には、心身の健康の回復、生活の支援など多方面からのアプローチが必要であり、庁内外の関係機関との連携・協力が欠かせませんが、現状においてはまだ不十分であり、DV被害者への切れ目のない支援のあり方まで踏み込んだ検討がなされませんでした。相談から自立までの関係機関のネットワーク、その中心を担う配偶者暴力相談支援センターの設置が求められています。
- 実際に相談を必要とする人に相談窓口情報が伝わっていない可能性があり、相談窓口の明確化や周知方法の工夫が必要です。多種多様な問題に応じるため、相談員は非常に専門性を要することから、さらなるスキルアップと複雑なケースに対応するための関係機関同士の連携が求められます。
- DV被害の相談窓口や相談件数が増えましたが、予防の観点で何ができているのかというところには至っていません。予防の視点から、非暴力教育、人権教育が重要であり、小さい頃からお互いの人権を尊重することを基調とした教育が不可欠です。
- DVと児童虐待とは密接な関係にありますが、その視点からのアプローチが重要です。
- 福祉関係者や学校、医療関係者などにおいて、DVに対する認識や知識に差があることから、関係機関等に対する情報提供や被害者支援策の周知等をさらに行っていく必要があります。
- セクシュアル・ハラスメント防止については、企業ニーズの把握と研修内容の検討が不十分でした。

■ 法律や施設等の認知度について（平成 20 年度 仙台市・（財）せんだい男女共同参画財団）



■ 仙台市「女性への暴力電話相談」における相談件数の推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
相談件数	108 人	95 人	141 人	124 人	110 人	128 人

■ エル・ソーラ仙台における女性相談（一般相談）における相談件数の推移

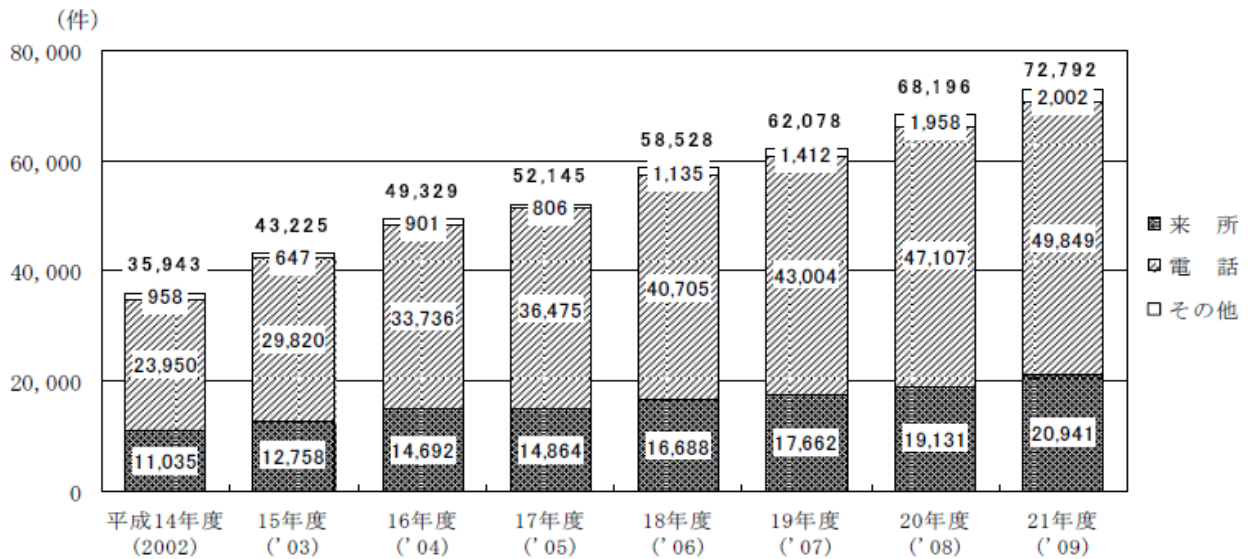
	H19	H20	H21
一般相談	976 件	1,065 件	1,143 件
うちDVに関するもの	426 件	587 件	568 件

■ 配偶者暴力に関する保護命令の新規受理件数（仙台地方裁判所）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
件数	54 件	47 件	40 件	54 件	78 件	74 件

（司法統計より）

■配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

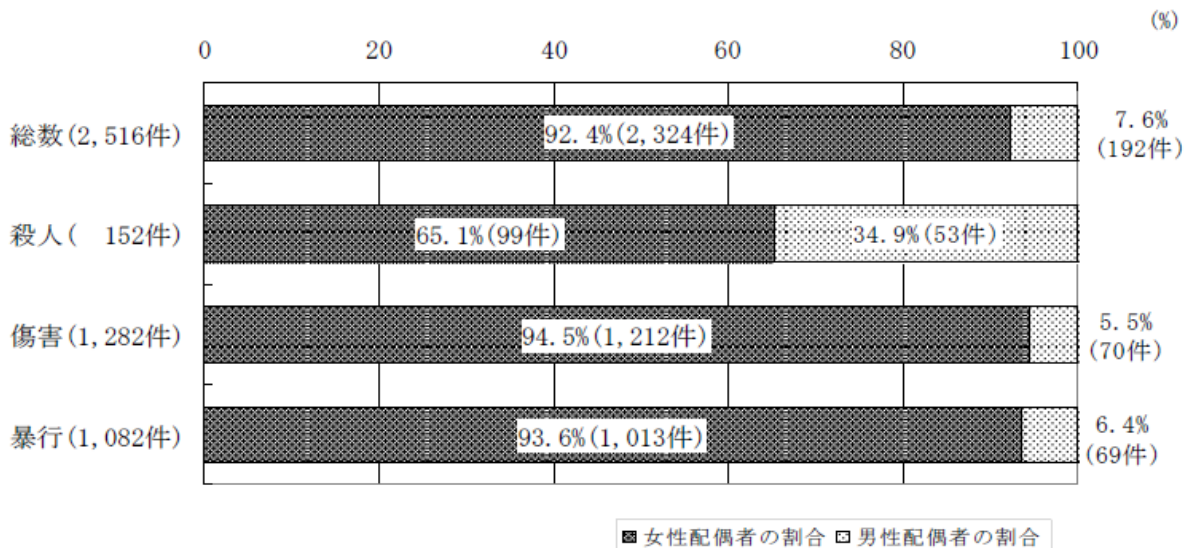


資料出所：内閣府調べ

(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。平成 22 年 4 月現在、全国の支援センターの数は 188 か所（うち市町村の支援センターは 20 か所）となっています。

■配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者（検挙件数の割合）

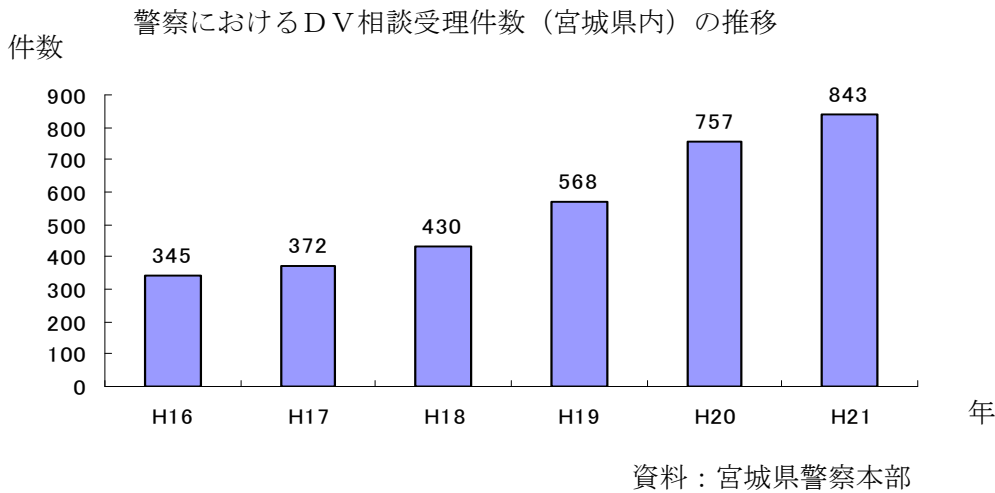


資料出所：警察庁調べ

(備考)

平成 21 年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上しています。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれています。

■警察におけるDV相談受理件数



重点課題VI 「市民活動・企業との連携」

(これまでの取組)

- 市民活動支援については、男女共同参画推進センターにおける、活動の場の提供、関連情報の収集と提供、市民活動相談、市民団体の活動への助成などにより、市民活動団体同士の連携や活動の促進・展開につなげることができています。また、事業の企画段階からせんだい男女共同参画財団（以下、「財団」と記載）が市民団体と関わる企画協働事業を新たに実施し、市民団体の育成に努めてきています。
- 企業との連携については、財団において、企業を対象にしたセミナーや調査、経済団体との意見交換会などを実施し、広報協力やパネリストとしての協力など企業とのつながりを形成しつつある一方で、個々の企業における子育て、介護等と仕事との両立に向けた取組の全体的な改善にはつながっていないなど、連携が十分に進んでいるとは言えない状況です。
- 外国籍女性への支援については、国際センターにおいて日常生活や国際交流に関する相談事業を実施したほか、メールマガジンの配信等による生活情報等の提供など、外国籍市民に対し、多言語化による情報提供を行うことができました。また、外国籍市民が地域の方々や子どもたちに母国文化を紹介するなど、直接外国籍市民と接することで国際理解が深まっています。

(課題・問題点)

- 地域や地域に住む人々の課題解決のための施策や活動の中で、男女共同参画の重要性が十分意識されていません。男女共同参画に関する講座の開催などを通じて、意識の浸透を図っていく必要があります。
- 企業との連携については、経済団体からの事業の後援や広報協力は進んだものの、個別の企業と

の連携までには至りませんでした。ワーク・ライフ・バランスセミナーなどの企業向け事業の実施や、経済団体との情報交換の場を活用して企業との連携を強めていくほか、企業の社会貢献としての意味合いからも、男女共同参画推進事業への参加を呼びかける必要があります。

- 外国籍女性への支援については、国際交流とあまり縁のない市民や国際交流に関心の低い層への浸透が課題です。また、地域交流により国際理解を進めるための外国籍市民の人材育成を行う必要があります。引き続き、メールマガジンの充実や多言語窓口対応等に努め、外国籍市民にとって必要な情報提供や相談に適切に対応していくことが求められます。

■財団による出前講座の実施

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
企業	1件	2件	2件	2件	3件	4件
民間法人	0件	0件	0件	0件	1件	1件
国・市・関係機関等	23件	25件	25件	10件	11件	9件
高校・大学	0件	0件	0件	0件	0件	4件

■財団と市民活動団体による協働事業

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
男女共同参画 推進事業助成	応募13団体 交付5団体	応募8団体 交付2団体	応募13団体 交付4団体	応募11団体 交付7団体	応募11団体 交付8団体	応募9団体 交付3団体
企画協働事業	—	—	—	—	—	応募4団体 実施2団体

■男女共同参画せんだいフォーラムの実施

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
日数	9日	10日	10日	10日	10日	11日
参加延人数	2,181名	2,400名	2,865名	2,228名	2,563名	2,606名
グループ企画	26団体	29団体	31団体	32団体	30団体	55団体

※平成20年度まではエル・パークフォーラムとして実施

■グループ紹介冊子「ぐるーぷなび」

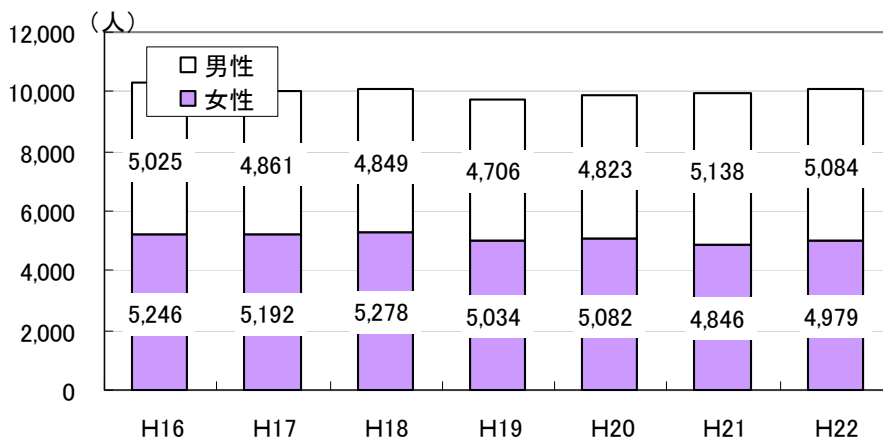
	H16	H17	H18	H19	H20	H21
掲載団体数	68団体	79団体	96団体	104団体	104団体	120団体

■ワーク・ライフ・バランスに関する調査（(財) せんだい男女共同参画財団）

	H17	H18	H19
調査依頼企業数	35 社	500 社	400 社
調査票回収企業数	—	118 社	102 社
有効回収率	—	23.6%	25.5%

※H17 は企業へ調査員が訪問してインタビューを行ったもの

■仙台市の外国人登録人口



2 男女共同参画についての市民意見

新計画のあり方について審議を行うにあたり、審議会では関係団体へのヒアリングを2回（非公開）、公募による公開ヒアリングを1回実施しました。参加された方々からは、男女共同参画の社会における重要性をはじめとして、子育てや介護への支援の必要性、女性の健康支援、DV防止、防災対策への女性の視点の導入など、様々なご意見をいただきました。ここでは、主な意見について抜粋してご紹介します。

- 母子家庭等の就業相談を行う際には、仕事から遠ざかっていた母親が離婚して、就業に向かうための支援が大切である。働いていくうえでの前向きな気持ちを母親から引き出していき、不安を解消させるという、就業の前段階で母親を前向きな気持ちに向かわせていくことが必要である。
- 男女共同参画は、やや女性支援に偏っているのではないかと。母子家庭だけではなく父子家庭への支援も必要であり、父子家庭の相談に関する部分が行政においては不足しており、窓口等の情報提供についても課題がある。
- 父親が子育てをしていくうえで、情報が十分に届いていないと感じており、父親がキャッチできるような形での情報提供が求められる。

- 父親が子育てやサークル活動を行う場所について、児童館等は日曜日に使用できないため、日曜日に子育てをする場所が無い。
- 契約社員とパート社員を含む全社員に向けて育児・介護休業の取り方について説明会を行い、社内広報誌へ育児・介護休業の取り方の手続きを複数回掲載した。その結果、行政から表彰を受け、企業のイメージアップにつながっている。
- 介護施設の中には、立地条件が悪いため不便な施設がある。地域の市民センターや学校の空き教室等を有効に活用し、地域住民が利用しやすいものにできないだろうか。
- 特別養護老人ホームの待機者が非常に多く、経済的問題を抱えている方もいるため、個室よりも相部屋スタイルの多床室増設が課題である。
- 性や生殖に関する情報や知識が市民の中に不足している。子供の性的虐待や若者のデートDV等を予防するためには、子供向けの分かりやすいパンフレットを有効的に使った幼い段階での教育を行うことが大切であり、また、乳幼児の保護者や学校で子供に接する教職員への研修が必要である。
- 子育てをしている男性としての経験からは、親になるということは性別ではなく、どれだけ子供と関わったかである。男性でも育児ノイローゼになるし、しつけども悩むし、家事と仕事と育児のバランスでも悩む。そのような中で、夫婦逆転の家庭もあれば、仕事で能力を発揮する女性もいる。「働く女性の環境整備」と「働く男性の環境整備」は、家庭の環境整備につながるのではないかと。
- 男女共同参画の視点を持って子育て支援を担う人材の育成が必要である。官と民が協同して、支援策を一層推進していければよいと思っている。
- 市民団体は、それぞれが暮らしに根ざしたテーマを持って活動をしている。市民が市民の目線で、より具体的に男女共同参画を伝えることは、行政とはまた違った手法で進めるという点では、有効と考えている。
- 日本の男女平等の施策は国際的にも遅れており、国際連合から勧告を受けている。そのような部分も考慮の上、よいプランを考えていただきたい。
- 男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕について、市民への広報は勿論であるが、男性への意識啓蒙を特に図っていただきたい。また、ワーク・ライフ・バランスについて、若い人達はとても難しいと考えている。企業への広報活動も非常に大事なことであり、力を入れていただきたい。
- 男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕には、女性のがん検診の受診の啓発が加わっている。国に向けても助成を求める運動をしているが、仙台市も是非、子宮頸がんワクチンへの助成を進めていただきたい。予防に力を注ぐことによって、その後の医療費抑制にもつながるのではないかと。
- まず働き方を変えて欲しい。お父さんが早く家に帰れるように、そしてお母さんたちが子供のための行事や子供が病気の時はずぐ職場から帰れるように、そのような風土を作っていかななくてはならない。

第2章 男女共同参画をめぐる動向

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会にとっての最重要課題です。

国においてはこれまで、

- ・「男女雇用機会均等法」の改正による性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定
- ・「次世代育成支援対策推進法」の改正による一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大
- ・「育児・介護休業法」の改正による短時間勤務制度の義務化、育児休業後の働き方の選択肢拡大
- ・「DV防止法」の改正による被害者支援の充実及び市町村におけるDV基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化

など、様々な法制度の整備を行っています。

しかしながら、平成21年（2009年）8月に公表されたわが国の男女平等に向けた取組に対する国連の女子差別撤廃委員会の最終見解では、法整備等による男女共同参画の取組を評価する一方で、日本の家庭や社会に根強く残る固定的役割分担意識の解消、女性に対する暴力の問題への取組、ワーク・ライフ・バランスの推進等の履行を確実なものにするよう勧告がなされるなど、女性差別解消に向けた日本の取組が遅れていることが指摘されました。

現在国においては、第3次男女共同参画基本計画を策定中です。男女共同参画会議の答申によると、男女共同参画社会を実現することによって目指すべき社会について、次のように提示しています。

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④ 男女共同参画に関して、国際的な評価を得られる社会

また、これまでの取組では、男女共同参画はあらゆる人々の課題であるにもかかわらず、働く女性だけの課題として認識されることが多かったことなどへの反省に基づき、男性の理解に向けた積極的なアプローチの重要性、地域における人間関係の希薄化や家族形態の変化などの中で地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことの重要性などが盛り込まれています。

仙台市では、現在、今後10年間にわたるまちづくりの指針となる総合計画の策定を進めています。その中間案において、少子高齢化が進む中、「市民協働」を経営方針の柱のひとつに掲げ、きめ細かな地域づくりを目指していくこととしています。

男女共同参画については、継続的な取組が求められる課題が多く、これまでもヒアリングなどの場で、ひとり親や子育て支援などについて様々な問題意識を持って活動する市民からの積極的な問題提

起や、防災対策など地域の中で女性の視点を活かしていくことの必要性についてのご意見がありました。当審議会としても改めて男女共同参画を市民協働で進めることの重要性を認識したところです。

「男女平等のまち仙台」の実現に向けて、地域団体、NPO、企業など、地域を構成する様々な主体が連携・協力しながら、進めていくことが求められています。

第3章 新計画の基本的な考え方

1 計画の目的

新しい計画は、仙台市が今後より一層、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、取り組むべき主な課題と施策について明らかにすることを目的として策定すべきであると考えます。

2 計画の位置づけ

「仙台市男女共同参画推進条例」に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」とします。

新・仙台市基本計画を上位計画とし、仙台市の分野別の諸計画と整合性が図られた計画とします。また、「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」の項目を同法に定める基本計画（「仙台市 DV 防止基本計画」）として明確に位置づけるものとします。その部分については、「仙台市 DV 防止計画」として示せるよう、改めて別冊を作成する必要があると考えます。

3 計画の基本理念

新しい計画は、仙台市男女共同参画推進条例に基づいて策定されるものであることから、現行の「男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕」と同様に、条例における基本理念を、新たな計画においても最も基本的な理念とすべきであると考えます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 制度又は慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立の支援

4 計画期間

社会情勢の変化、国の動向を踏まえた内容とするため、新しい計画の計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの5年間とすることが望ましいと考えます。

5 計画の基本目標と重点課題

現行の計画では、計画期間内に取り組むべき主な課題を6つの重点課題とし、それぞれの課題ごとに施策の概要を明らかにしてきました。これらの重点課題については、「課題」というだけでなく、「分野」や「領域」という捉え方もあり、男女共同参画を進めるうえで中長期的に継続して取り組んでいくべき基本的な「柱」や「目指すべきもの」となっています。このことから、新しい計画では「重点課題」を長期的視点に立った「基本目標」と位置づけ、引き続き、施策の方向に沿って一層の取組を進めていただきたいと考えます。

また、そのうえで、本計画期間の中で特に優先的に進めていく課題を明確にするため、新たに「重

点課題」を設けて目標指標を掲げ，強化すべき施策を示すことで，より実効性のある計画にしたいと考えています。

第4章 基本目標及び施策の方向

基本目標は、現計画の重点課題と同様に、6つの柱による構成を提案します。基本目標の下には、それぞれ施策の方向を置くことにより、推進していく取組を明示します。

基本目標1 「政策の形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進」

生き生きとした豊かな社会を築いていくためには、男女がその性別に係わりなく、政策形成及び意思決定の場に共同して参画することが不可欠です。多様な人材の能力の活用や多様な視点の導入といった観点からも、女性の積極的な参画を進めていくことが必要ですが、現状では、女性の参画が十分に図られているとは言えない状況です。

これまでの計画では、仙台市の審議会の女性委員の登用率を35%とする目標を設定して取り組んできましたが、平成21年度末現在で29.8%と目標に達していません。このため、仙台市は審議会等における女性委員の選任について、今後一層強力に取り組んでいくことが必要です。

また、企業や地域団体、NPOも含め、様々な分野で女性の意思決定の場への参画を促進するためには、ロールモデルや活躍事例の情報提供とともに、課題解決に向けた企画立案や提言ができる女性人材の養成に向けて、学習情報の提供や地域における学習機会の充実に取り組むことも必要です。

◆施策の方向◆

- ① 市の審議会等における女性委員登用率の向上
- ② 市及び市の関係団体等における女性の参画の促進
- ③ 地域団体・NPO等における女性の参画の促進
- ④ 政策形成及び意思決定の場への参画に向けた学習機会の提供

基本目標2 「男女共同参画に関する教育・学習の推進」

人権意識や男女平等意識に基づき男女共同参画を進めていくための礎として、教育・学習は重要な役割を果たしています。固定的な役割分担意識を解消し、一人ひとりの個性と能力を認める男女平等教育を推進していくことが求められます。

また、雇用環境が厳しく多くの新卒者が就職できない中で、若者の完全失業率や離職率は依然として高い状況にあります。一人ひとりが個性ある生き方を自己実現し社会参加を図るためにも、健全な職業観と適切な進路指導が必要です。

男女が、心身や健康について正確な知識・情報を得て、お互いの人権を尊重しながら主体的に行動することは、男女共同参画の前提です。HIVなどの性感染症、若年層のDVの社会問題化など、若者の性を巡る問題は多岐にわたっていることから、人権の尊重を基本とした発達段階に応じた「性に関する教育」の充実に努める必要があります。併せて、女性のための健康支援について効果的な啓発や受診しやすい環境の整備が求められます。

様々な情報媒体の発達のもと、メディアのもたらす情報が社会に与える影響は、非常に大きなものが

あります。性の商品化などメディアにおいて人権に対する配慮を欠いた表現も多く見受けられることから、主体的に情報を読み解く力を培っていく必要があります。

◆施策の方向◆

- ① 学校・家庭・地域の連携による教育・学習機会の拡充
- ② 教職員への意識啓発と研修の充実
- ③ 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実
- ④ 若年者の健全な職業観を育成する教育の充実
- ⑤ メディアにおける男女共同参画の尊重
- ⑥ 女性の生涯にわたる心身の健康支援

基本目標3 「子育て・介護等と仕事との両立の支援」

少子高齢化の急激な進展と人口減少の時代にあって、世帯単位の人数も少なくなっています。地域におけるコミュニティも希薄化しており、働く世代が担う子育てや親の介護などの負担は増加しています。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的役割分担意識については、仙台市が行った意識調査においても、男性において年齢が上がるほど賛成の割合が高くなっています。こうした考え方は、時代とともに変わりつつあるもののいまだ根強く残っており、男性の家事や介護参加を妨げる要因のひとつとなっています。

育児や介護などの家庭における活動と仕事との両立を図ることは、社会の活力を維持し、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を分かちあうことができる社会を形成するうえで、最も重要な課題です。このためには、保育や介護などの社会的な支援を一層充実させるとともに、働き方の見直しを進め、仕事と家庭生活の調和を図ることや、男性が育児や家事に参加できる環境づくりを進めていくことも重要な課題です。

また、離婚等によるひとり親家庭等が増加しており、母親だけでなく父親も様々な困難を抱えていることから、それぞれの置かれている状況に応じた自立に向け、きめ細やかな支援が求められています。

◆施策の方向◆

- ① 男性の家事・育児・介護等への参加の促進
- ② 育児・介護休業取得の促進
- ③ 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開
- ④ 多様なニーズに対応した介護サービスの充実
- ⑤ ひとり親家庭等の自立に向けた支援
- ⑥ 援護が必要な高齢者や障害者へのサービスの充実

基本目標4 「労働の分野における男女共同参画の推進」

就業は、生活の経済的基盤であり、また、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働

く意欲を持つ男女が性別に関わりなく能力を十分に発揮できる社会づくりは、多様性を持った経済社会の活力の源という点からも極めて重要です。

景気低迷が長引き、雇用における非正規職員の拡大など就労環境は厳しさを増しています。固定的役割分担意識が社会的に定着していることとあいまって、女性の就業継続の困難さや非正規雇用の就労条件の悪化につながっていることから、新たな雇用機会の創出や離職者への再就職支援が求められています。

また、企業において、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義や効果に関する意識の浸透により、長時間労働の抑制や男性の職場中心のライフスタイルの転換が求められています。仙台市が率先して意識改革を行い推進に努めることは勿論、企業だけでなく、就業者に対してもその普及・啓発に努め、ワーク・ライフ・バランスに対する社会的な気運を醸成していくことを期待します。

◆施策の方向◆

- ① 女性の就業・就業継続のための支援
- ② 企業における女性の登用促進など、女性の人材活用に向けた取組の推進
- ③ 企業における男女共同参画推進の取組への動機付けとなるような優遇措置等の検討
- ④ 雇用の分野における待遇の確保に向けた取組の推進
- ⑤ 農業・商工業等の自営業に従事する女性の労働条件の向上
- ⑥ 多様かつ柔軟な働き方を可能にする取組の啓発

基本目標5 「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」

DVは人間としての尊厳を傷つけ、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与え、将来の世代の育成にも大きな影響を及ぼしかねません。生命を脅かすような暴力事件は複雑化しており、配偶者や若年層における交際相手からの暴力など様々で、被害者の9割が女性です。DVは人権侵害であり、人間として許されない行為です。どんな理由があろうとも、暴力は許されない、社会全体がそうした共通認識を持つことが大切です。DVによる被害が起きない、安全な社会や家庭を作るため、予防の観点から、非暴力教育、人権教育が重要であり、小さい頃からお互いの人権を尊重することを基調とした教育が不可欠です。

被害者の自立支援には、心身の健康の回復、生活の支援など多方面からのアプローチが必要であり、相談窓口をはじめ、庁内外の関係機関との連携・協力が欠かせません。相談から自立までの関係機関のネットワーク、その中心を担う配偶者暴力相談支援センターの設置が求められています。

また、DVと児童虐待とは密接な関係にあると言われており、子供の権利の視点からのアプローチも重要です。

セクシュアル・ハラスメント防止については、事業所、学校、諸団体等、あらゆる場でその取組を推進することが求められます。

◆施策の方向◆

- ① 人権・非暴力の観点からの教育の充実

- ② 女性に対する暴力の根絶についての認識を深めるための啓発
- ③ DVに関する相談窓口の充実と警察等関係機関との連携の強化
- ④ 緊急一時保護や自立支援等，暴力被害者に対する支援の拡充
- ⑤ 事業所，学校，諸団体等，あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメントをなくすための取組の推進

基本目標6 「地域における男女共同参画の推進」

市内では，少子高齢化や人口減少が進む地域がある一方，人口が増加する地域もあるなど，地域の様相は複雑化しつつあり，また地域の課題も多様化しています。それぞれの地域の特性を活かしながら，暮らしを営む男女が共に支えあう豊かな生活を築いていくためには，男女共同参画の視点を礎にしながら，様々な団体や企業が連携の輪を広げ，個々の創意を活かした地域づくりを進めていく必要があります。

地域団体やNPO，企業などの意思決定の場に女性が主体的に参加し，防災や防犯，子育てや教育，高齢者の見守りなど，様々な課題の解決に取り組むことで，年齢や性別を超えた多様な視点からの魅力あるコミュニティの形成が期待できます。

また，外国籍市民が増加している中で，地域交流により国際理解を進めていくため，外国籍市民を支援していくための情報提供における人材発掘が必要とされています。外国籍市民にとって必要な情報提供や相談を充実していき，子育て支援等に取り組んでいくことが求められています。

◆施策の方向◆

- ① 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充
- ② 市民活動団体及び企業との連携の強化
- ③ 男女共同参画推進センターと地域施設との連携による学習機会の充実
- ④ 男性も参加しやすい地域活動の推進
- ⑤ 外国籍女性の生活への支援

第5章 今後5年間で優先的・重点的に取り組むべき課題

近年の社会構造の急激な変化により、男女共同参画を取り巻く環境も、大きく変化してきました。審議会では、男女共同参画に関する仙台市の現状を把握するため、これまでの取り組みの検証やヒアリング等を通し、多くの方から男女共同参画に関するご意見をいただきました。

6つの基本目標の下、以下の項目を今後5年間で特に優先的に取り組むべき重点課題として掲げ、施策の評価を行いながら推進していくことを提言します。

1 女性委員の登用率の向上

政策決定や意思決定の場における男女共同参画は、社会の根本となる部分です。しかし、少しずつ改善は見られるものの、依然として市の審議会等における女性の登用率は低い状況となっています。現在、様々な場において女性の視点を活かしていくことが必要とされており、多様な女性の人材登用を進めていくことが求められています。そのためには、女性の登用率の改善に力を入れて取り組んでいく必要があります。

例 ○市の審議会等における女性委員登用率の向上

2 男女共同参画の視点による地域における活動の推進

人々の暮らしに密着した地域には、男女がお互いに尊重し合いながら、主体的に関わることが重要です。ともに支えあう心豊かな地域コミュニティを構築するためには、地域に向けた男女共同参画情報の発信や啓発を推進していく必要があります。

また、女性が積極的に地域活動に参加して、様々な団体との連携や活動の輪を広げるためには、交渉力やコミュニケーション能力などを身につける必要があります。女性人材を育成するために、活動に必要なスキル向上に向けた学習支援などの取組が必要です。

例 ○地域団体・NPO等における女性の参画の促進

○学校・家庭・地域の連携による教育・学習機会の拡充

○男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充

○男女共同参画推進センターと地域施設との連携による学習機会の充実

○男性も参加しやすい地域活動の推進

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）及び育児休暇等の取得推進

「男性の家事・育児・介護等への参加」や「子育て期の女性の労働力率」は、依然として低い値にあります。改善していくためには、男女それぞれが多様でかつ柔軟な働き方を選択できることが重要になります。そのためには、仙台市が率先して意識改革を行い推進に努めることは勿論、民間企業へのワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発を強く進めることが必要です。

例 ○男性の家事・育児・介護等への参加の促進

- 育児・介護休業取得の促進
- 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開
- 女性の就業・就業継続のための支援
- 企業における男女共同参画推進の取組への動機付けとなるような優遇措置等の検討
- 多様かつ柔軟な働き方を可能にする取組の啓発

4 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

女性に対する暴力の被害は深刻化しており，予防の観点からの教育・啓発や，充実した相談体制，被害者が安心できる支援策が必要とされています。基本目標VをDV防止基本計画と位置付けるとともに，優先的・重点的に取り組むべき項目として取り上げて，計画の推進を目指します。

例 ○人権・非暴力の観点からの教育の充実

- 女性に対する暴力の根絶についての認識を深めるための啓発
- DVに関する相談窓口の充実と警察等関係機関との連携の強化
- 緊急一時保護や自立支援等，暴力被害者に対する支援の拡充
- 事業所，学校，諸団体等，あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメントをなくすための取組の推進

第6章 計画の推進体制及び評価

計画の推進体制

男女共同参画の計画の内容は広範囲に渡るため、全庁的な問題としてとらえていただくことが重要です。そのためには、市長をトップとした「仙台市男女共同参画推進本部」がより有効に機能し、仙台市が一層の取組を進めていくことが求められています。

男女共同参画を推進するために、市民と行政の協働、連携は不可欠です。市民の主体的な参画により、男女共同参画が推進することを期待します。

また、エル・ソーラ仙台とエル・パーク仙台の2館体制による男女共同参画推進センターは、市民の学習及び活動の総合的な推進拠点として、これまで様々な取組を進めてきました。今後も、男女共同参画を推進する拠点施設として、学習や情報提供事業、相談支援事業など、一層の充実を図っていくことが求められます。

この拠点施設を管理運営している（財）せんだい男女共同参画財団は、これまでも市民活動団体と協働しながら、男女共同参画の普及啓発をはじめとした様々な事業を、先駆的に展開し、本市の男女共同参画の推進に大きく寄与してきたものと考えます。今後も、新しい計画の推進のため、市民との協働など事業を実施するうえで中心的な役割を担うことを期待します。

計画の評価

計画の評価については、これまでの事業担当部局による自己評価、男女共同参画課による評価だけでは不十分と考えます。外部評価として当審議会が評価を行うことも含め、客観的な評価のあり方を検討していく必要があります。

当審議会がどのように評価していくのかは今後の課題となりますが、重点課題について、例えば審議会の場で担当部局に対するヒアリングを行い、問題点を抽出しながら、必要に応じて審議会として提案や助言をしていくことは大事なことと考えます。

また、評価をするにあたっては、具体的な数値目標を決めて、それを客観的に評価できることが重要であると考えます。特に重点課題については、数値目標を設定し、その達成に向けて事業展開を図ることにより、計画の実効性が高まるものと考えます。

第7章 用語解説

第8章 参考資料